

許認可を要する主な業種

許認可等を要する主な業種は次のとおりです。

協会業種	業種	許可等	関係法令	有効期限	主務官公署
食料品工業	食料品製造業	許可	食品衛生法(52条)	5年を下らない期間	保健所長
	酒類製造業	免許	酒税法(7条)	—	税務署長
	酒母・もろみ製造業	免許	酒税法(8条)	—	税務署長
化学・機械工業	医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器製造業	許可	薬事法(13条)	5年または6年(※1)	厚生労働大臣又は都道府県知事
	医療機器修理業	許可	薬事法(40条の2)	5年	厚生労働大臣又は都道府県知事
その他の工業	第1種高圧ガス製造業	許可	高圧ガス保安法(5条)	—	都道府県知事
	自動車分解整備業	認証	道路運送車両法(78条)	—	地方運輸局長
鉱業	砂利採取業	登録	砂利採取法(3条)	—	経済産業大臣(経済産業局長)又は都道府県知事
	採石業	登録	採石法(32条)	—	経済産業大臣(経済産業局長)又は都道府県知事
建設業	建設業	許可	建設業法(3条)	5年	国土交通大臣又は都道府県知事
	電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律(3条)	5年	経済産業大臣(経済産業局長)又は都道府県知事
卸売業 小売業	食料品販売業	許可	食品衛生法(52条)	5年を下らない期間	保健所長
	飲食業	許可	食品衛生法(52条)	5年を下らない期間	保健所長
	薬局	許可	薬事法(4条)	6年	都道府県知事
	医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器製造販売業	許可	薬事法(12条)	5年または6年(※2)	厚生労働大臣又は都道府県知事
	医薬品販売業	許可	薬事法(24条)	6年	都道府県知事
	酒類販売業	免許	酒税法(9条)	—	税務署長
	液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(3条)	—	経済産業大臣(経済産業局長)又は都道府県知事
	揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(3条)	—	経済産業大臣(経済産業局長)
	揮発油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の2)	—	経済産業大臣(経済産業局長)
	軽油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の9)	—	経済産業大臣(経済産業局長)
	家畜商	免許	家畜商法(3条)	—	都道府県知事
運送 倉庫業	古物営業	許可	古物営業法(3条)	—	都道府県公安委員会
	一般旅客自動車運送事業	許可	道路運送法(4条)	—	国土交通大臣
	特定旅客自動車運送事業	許可	道路運送法(43条)	—	国土交通大臣
	一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法(3条)	—	国土交通大臣
	特定貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法(35条)	—	国土交通大臣
サービス業	病院、診療所、助産所	許可	医療法(7条)	—	都道府県知事
	旅館業	許可	旅館業法(3条)	—	都道府県知事
	興行場(映画館・劇場)	許可	興行場法(2条)	—	都道府県知事
	浴場業	許可	公衆浴場法(2条)	—	都道府県知事
	測量業	登録	測量法(55条)	5年	国土交通大臣
	建築士事務所	登録	建築士法(23条)	5年	都道府県知事
	有料職業紹介事業	許可	職業安定法(30条)	3年(更新時5年)	厚生労働大臣
	一般労働者派遣事業	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(5条)	3年(更新時5年)	厚生労働大臣
	一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(7条)	2年	市町村長
	産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条)	5年または7年 (※3)	都道府県知事
	特別管理産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条の4)	5年または7年 (※3)	都道府県知事
不動産業	浄化槽清掃業	許可	浄化槽法(35条)	期限を付すことができる(概ね2年)	市町村長
	宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法(3条)	5年	国土交通大臣又は都道府県知事
その他	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業、賃貸業	許可	薬事法(39条)	6年	都道府県知事

(※1) 医薬品製造業のうち、薬局製造販売医薬品の製造については6年

(※2) 医薬品製造販売業のうち、薬局製造販売医薬品の製造販売については6年

(※3) 事業の実施に関し、優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合する方は7年、それ以外の方は5年

(注) 主務官公署の()内は、各事業法による権限委任先。

* 上記以外にも必要に応じ許認可を提出していただくことがあります。